

## (仮称) 仙台市自転車の安全利用に関する条例 (中間案)

### 1 目的

この条例の目的を、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び環境づくりを図るための諸施策を実施し、市民等の交通安全の確保を図ることとします。

○この条例は、自転車の安全利用の推進及び促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び環境づくりを図るための諸施策を実施し、もって市民等の交通安全の確保を図ることを目的とします。

### 2 定義

この条例において用いる用語を定義し、共通の理解をもって条例の解釈が出来るようにします。

- 「自転車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいいます。
- 「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいいます。
- 「自転車利用者」とは、自転車を利用する者をいいます。
- 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいいます。
- 「関係機関」とは、自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいいます。
- 「関係団体」とは、交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいいます。
- 「自転車小売業者」とは、自転車の小売を業とする者をいいます。
- 「自転車貸出業者」とは、道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）において利用する自転車の貸出しを業とする者をいいます。
- 「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいいます。
- 「自転車損害賠償保険等」とは、自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を賠償するための保険又は共済をいいます。

### 3 基本理念

市民等の交通安全の確保を目的として自転車の安全利用の推進及び促進を図るため、以下のとおり基本理念を定めます。

○自転車の安全利用の推進及び促進は、市民等一人ひとりが、自転車は、交通の危険を生じさせるおそれのあるものであることを認識したうえで、道路交通法その他の関係法令を遵守し、互譲の精神を持つとともに、市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境づくりに努め、もって安全で安心な街の実現を目指して行うものとし、ます。

### 4 市、市民等、自転車利用者などの責務について

自転車の安全利用を進めていくにあたり、市、市民等、自転車利用者などの各主体が果たすべき責務を明らかにします。

#### (1) 市の責務

○市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとし、ます。

- ・自転車の安全利用に関する啓発及び活動の支援
- ・乗車用ヘルメットの着用の促進
- ・自転車損害賠償保険等への加入の促進
- ・自転車の定期的な点検整備の促進
- ・そのほか、条例の目的を達成するために必要な施策

○市は、各施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要に応じて協力を求めるものとし、ます。

#### (2) 市民等の責務

○市民等は、自転車の安全利用について理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

### **(3) 自転車利用者の責務**

- 自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令を遵守するとともに、他の交通に配慮して自転車を利用するよう努めます。
- 自転車利用者は、道路交通法第六十三条の四第一項の規定により普通自転車（同法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。）で歩道を通行することができる場合において、その利用する自転車の進行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、歩行者の安全の確保に配慮するよう努めます。
- 自転車利用者は、自転車横断帯（道路交通法第二条第一項第四号の二に規定する自転車横断帯をいう。）のない横断歩道を歩行者用信号機（道路交通法第二条第一項第十四号に規定する信号機で歩行者の通行の用に供するものをいう。）に従って自転車で通行する場合においてその横断歩道に通行している歩行者がいるときは、当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全の確保に配慮するよう努めます。
- 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めます。
- 自転車利用者は、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備をするよう努めます。

### **(4) 保護者等の責務**

- 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めます。
- 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めます。
- 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めます。
- 自転車の利用に当たり配慮を必要とする高齢者と同居する家族は、その高齢者が自転車を利用するときは、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する助言その他の自転車の安全利用に関する助言をするよう努めます。

### **(5) 事業者の責務**

- 事業者は、通勤及び業務の遂行のため自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うよう努めます。

### **(6) 自転車小売業者の責務**

- 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、自転車利用者の責務を周知し、及び自転車の安全利用に関する情報の提供を行うよう努めます。

#### (7) 自転車貸出業者の責務

- 自転車貸出業者は、貸出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うよう努めます。
- 自転車貸出業者は、道路において利用する自転車を貸し出すときは、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備をするよう努めます。

#### (8) 学校の長の責務

- 学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めます。

#### (9) 自動車等の運転者の責務

- 自動車等（道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）の運転者は、自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めます。

### 5 自転車損害賠償保険等への加入等について

自転車の事故による被害者を救済するため、自転車利用者に対する自転車損害賠償保険等への加入義務等を定めます。

#### (1) 自転車損害賠償保険等の加入について

- 自転車利用者（未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。）は、自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りではありません。
- 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。ただし、当該保護者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りではありません。
- 事業者は、その業務において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めます。
- 自転車貸出業者は、貸出しを受けて自転車を利用しようとする者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入するよう努めます。

### (2) 自転車損害賠償保険等の加入の確認について

- 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めます。
- 自転車小売業者は、前項の規定による加入の確認により自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めます。

## 6 自転車の道路交通環境について

自転車の安全な通行及び歩行者の安全を確保するため、自転車の押し歩き推進区間の指定や、道路交通環境の整備等について定めます。

### (1) 自転車押し歩き推進区間

- 市長は、歩行者の安全を確保するために特に必要があると認める歩道の区間を、自転車押し歩き推進区間として指定することができます。
- 押し歩き推進区間の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができます。
- 自転車利用者は、自転車押し歩き推進区間内を通行するときは、自転車から降車し、自転車を押して歩くよう努めます。
- 市長は、自転車押し歩き推進区間を指定したときは、その旨を告示します。

### (2) 自転車押し歩き推進区間の変更

- 市長は、必要があると認めるときは、自転車押し歩き推進区間の指定を変更し、又は解除することができます。
- 市長は、自転車押し歩き推進区間の指定を変更し、又は解除したときは、その旨を告示します。

### (3) 道路交通環境の整備

- 市は、自転車安全利用計画等に基づき、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に関する事業を推進するよう努めます。

## 7 自転車の安全利用計画について

本条例の目的を達成するため、より具体的な施策の内容等を「自転車安全利用計画」において策定します。

- 市は、この条例の目的を達成するため、自転車の安全利用に関する計画（以下「自転車安全利用計画」という。）を策定します。
- 自転車安全利用計画には、次に掲げる事項を定めます。
  - ・自転車の安全利用の教育に関する事項
  - ・自転車の安全利用の啓発に関する事項
  - ・自転車に係る道路交通環境の整備に関する事項
  - ・その他自転車の安全な利用に関し必要な事項

## 8 委任

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。